

## コーポレートガバナンス基本方針

### I. 総則

#### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および具体的な取り組みを示すものとして、取締役会決議によりこの基本方針を定める。

当社は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」で掲げた「地域社会との共栄」の経営理念と「より、そう、ちから。」のグループスローガンのもと、ステークホルダーとの対話を重ねながら、お客さまと地域によりそい、エネルギーを中心としたサービスの提供等を通じてスマート社会の実現に取り組むことで、社会の持続的な発展とともに成長することを目指していくこととしている。

この方向性のもと、事業運営を適正に遂行していくために、コンプライアンスの徹底、誠実かつ公正で透明性のある事業運営の推進、内部統制およびリスクマネジメントの充実など、引き続きコーポレートガバナンスの強化に取り組む。

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の機動性、健全性、透明性を高めるなど、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進める。

(2-1, 3-1-i, 3-1-ii)

### II. 株主の権利・平等性の確保（基本原則1）

#### 2. 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、法令に基づき適切に対処するとともに、少数株主や外国人株主にも十分に配慮し、その権利を適切に行使することができる環境の整備を進める。

(基本原則1, 1-1, 1-1-③, 1-2-①)

#### 3. 株主総会

(1) 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを十分に認識し、分かりやすい回答を行うなど、適切かつ開かれた総会運営に努める。

(2) 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前に発送するよう努めるとともに、当該発送日の1週間前を目安に当社および東京証券取引所のホームページに掲載する。

(3) 当社は、インターネットによる議決権行使および機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使を導入するとともに、当該プラットフォームには招集通知の英訳を掲載し、議決権行使の利便性向上を図る。また、株主総会開催日は、適切な日程を設定する。

- (4) 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権行使等を行うことをあらかじめ希望する場合の対応を整備する。
  - (5) 当社は、株主総会で相当数の反対票が投じられた会社提案議案について、反対理由を分析・把握するとともに、必要に応じて対応を検討する。
  - (6) 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合は、取締役会において、コーポレートガバナンスに関する責務等を果し得る体制が整っているかを十分に考慮する。
- (1-1-①, ②, 1-2, 1-2-①, ②, ③, ④, ⑤)

#### 4. 資本政策の基本方針

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」における財務目標の達成に向け、資本コストを意識した資金調達を行いながら、電気事業の構造改革による競争力強化と成長事業への投資を積極的に進めていくことでキャッシュ創出能力の向上と資本コストを上回るリターンの実現を図っていく。
  - (2) 当社は、安定的な配当を行うことを基本に、当年度の業績等を総合的に勘案し決定するとの基本的な方針のもと利益配分を行う。
- (1-3)

#### 5. 株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

- (1) 株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて「事業の円滑かつ効率的な運営に資するもの」、「地域振興を通じて当社の事業発展に資するもの」、「お客さまサービスの向上や電力の有効利用による需要の増大、更には将来の事業発展に結びつくノウハウの蓄積に繋がるもの」等の目的に合致し、かつ、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、総合的に判断する。取締役会での個別の政策保有株式に係る検証を踏まえ、これらの目的・基準に合致しない株式については売却対象とし、これらの検証結果を開示する。

なお、当社は「調達基本方針」を定めて当社ホームページに開示し、取引先が政策保有株主である場合にも、同様の考えで取引を行う。

また、政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げることはしない。

- (2) 政策保有株式に係る議決権の行使

当社は、政策保有株式の議決権行使については、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等に着目し、議案ごとに確認を行う。加えて、株主還元、授権資本の拡大、買収防衛策、事業再編等については必要に応じて個別に精査したうえで、議案への賛否を判断する。

- (1-4, 1-4-①, 1-4-②)

## 6. 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）

当社は、買収防衛策を導入する場合、必要性・合理性をしっかりと検討し、株主に十分な説明を行う。

当社株式が公開買付けに付された場合は、取締役会としての考え方を明確に説明し、株主が公開買付けに応じて、株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じない。

（1-5, 1-5-①）

## 7. 関連当事者間の取引

当社は、取締役の利益相反取引について、事前にと取締役会において取引の承認（決議）を得るとともに、取引終了後、取締役会に取引の実績を報告する。

当社は、法令・社会規範の遵守等について「調達基本方針」を定めて当社ホームページに開示し、取引先が関連当事者である場合にも、同様の考えで取引を行う。

また、電力需給契約については、適正取引ガイドラインや電力の小売営業に関する指針、ならびに開示している各約款、電気供給実施要綱に基づき適切に対応する。

（1-7, 4-3）

## Ⅲ. ステークホルダーとの適切な協働（基本原則2）

### 8. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、安全の確保、環境への配慮、コンプライアンスを基盤に、様々なステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じた活動を重視し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

（基本原則2, 2-2, 2-2-①）

### 9. 東北電力グループ行動指針

当社は、東北電力グループの従業員一人ひとりが揺るぎない倫理観とコンプライアンスに対する確固たる認識・知識を持って、業務を遂行すること等を確保するため、「東北電力グループ行動指針」を策定し、開示する。

また、取締役会は、「東北電力グループ行動指針」の遵守状況について、毎年確認・審議する。

（2-2, 2-2-①）

### 10. サステナビリティや人的資本・知的財産への投資に関する考え方

（1）当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応を、リスク管理としてだけでなく、収益機会にもつながる経営課題として位置付け、取締役会において検討を深める。また、サステナビリティに関する方針を定め、その取り組み状況について開示する。加えて、TCFD提言等に基づき、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、その内容の開示の充実に努める。

（2）当社は、人的資本や知的財産が重要な経営資源であるとの考えのもと、それらへの投資状況について開示を行う。

（2-3, 2-3-①, 3-1-③, 4-2-②）

### 1 1. 女性の活躍促進を含む社内の多様性に関する考え方

当社は、性別、年齢、職責を問わない多様な人材が能力を最大限発揮することができる職場づくりが重要との考えのもと、女性の活躍推進や障がい者の雇用などに積極的に取り組む。

中核人材の登用においても、性別、経歴、採用形態などの多様性の確保とその能力を最大限に発揮することを目標とする。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、在宅勤務制度、フレックスタイム制度の適用拡大など、従業員の多様な働き方を推進する。

当社は、多様性の確保についての考え方と目標、人材育成方針、社内環境整備方針およびこれらの実施状況を開示する。

(2-4, 2-4-①)

### 1 2. 内部通報制度

当社は、社内外にコンプライアンス相談窓口およびハラスメント相談窓口を設置し、内部通報の状況について、取締役会および監査等委員会に報告する。

また、情報提供者が内部通報によって当社から不利益な取扱いを受けない旨を、関係する社内基準に明記する。

(2-5, 2-5-①)

### 1 3. 企業年金の運営

当社は、確定給付企業年金制度を導入しているが、その資産運用に当たっては、運用収益を安定的に積み上げ、加入者および受給者に対する年金給付を将来にわたり確実にを行うため、経営会議の審議等を経て定めた年金資産運用の基本方針および資産配分割合に基づき運用する。

また、人財部門、経理部門ならびに労働組合より選出された委員で構成される年金委員会を設置し、定期的な運用状況の報告や基本資産配分の見直し、運用機関の変更などの重要事項について審議する。それらの重要事項の検討に当たっては運用コンサルタントも活用するなど、信頼性の確保、利益相反に対して適切に管理する。

(2-6)

## IV. 適切な情報開示と透明性の確保（基本原則3）

### 1 4. 情報開示方針

(1) 当社は、法令に基づく情報の開示を適切に行うとともに、株主・投資家をはじめとするステークホルダーが必要とする情報について、代表取締役による会見や、必要に応じて開催する説明会の実施に加え、当社ホームページや各種媒体等を通じて、正確で有用性の高い情報を適時適切に開示する。

(2) 当社は、会社法および金融商品取引法その他法令、ならびに当社「ディスクロージャーポリシー」等に従い、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務情報および非財務情報等を開示する。

(3) 当社は、情報開示に際しては、開示書類のうち必要とされるものについて、英語での情報開示にも努める。

(基本原則3, 1-6, 3-1, 3-1-①, 3-1-②, 3-1-③, 5-2, 5-2-①)

## V. 取締役会等の責務（基本原則4）

### 15. 取締役会の役割・責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役による客観的・中立的かつ多様な視点を取り入れながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、以下の役割・責務を果たす。また、取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換ができる場となるようにその気風の醸成に努める。

- (1) 経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行に対する監督を行う。なお、取締役会に付議すべき事案については会社法等の法令、定款および取締役会規程のほか、経営会議等の審議に基づき判断し、取締役会において決議すべき事項以外の意思決定については、社長執行役員その他の業務執行者に委任する。
- (2) 「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、企業グループ全体の経営資源の配分や事業ポートフォリオのあり方を反映した中期計画を策定するとともに、その進捗を毎年確認・審議し、実効的に監督を行う。また、その達成状況を確認し、次期計画に反映させる。
- (3) 取締役会に付議された議案の審議にあたり、その理由や背景事情を踏まえ、独立した客観的な立場において、多角的かつ十分な検討を経て、合理的な意思決定を行う。
- (4) 適時・正確な情報開示の監督を行うとともに、内部監査部門を活用しつつ、内部統制・リスク管理体制の整備・監督に努める。

(基本原則4、4-1、4-1-①、②、4-2、4-2-②、4-3-④、4-12、4-13-③)

### 16. 取締役会の構成

- (1) 当社は、電気事業を営む会社に求められる実効性ある経営体制を構築すること、および取締役会における実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で取締役会を構成することを基本とし、取締役の員数は定款において18名以内とする旨を定めるとともに、十分な人数の独立社外取締役を選任する。なお、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置する。
- (2) 取締役会は、性別や国際性、職歴、年齢などの多様性も勘案しつつ、以下により構成することで、取締役会全体として知識、経験、能力のバランスを確保するとともに、効率的な事業遂行と適切な経営管理に努める。また、監査等委員である取締役が、監査機能を担いつつ、取締役の人事（指名・報酬）に関与することで、監督機能の強化に努める。

《構成メンバー》

#### ① 社内取締役（監査等委員であるものを除く。）

「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、後記20に記載の「構想力」「決断力」「完遂力」「感知力」「高潔性」を有する者で、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見、ならびに新たな事業分野に関する知見など、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者から選定した者。

#### ② 社外取締役（監査等委員であるものを除く。）

企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができる者。

### ③監査等委員である取締役

経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができる者。このうち、監査等委員である社外取締役は、客観的かつ中立的な監査・監督ができる者。

(3) 取締役が、他の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲に留めることとし、その兼任状況を毎年開示する。

(4) 当社は、取締役会として備えるべきスキルの特定を行ったうえで、経歴などを基に現在の取締役のスキルの保有状況を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを作成し、その内容を開示する。

(4-6, 4-8, 4-11, 4-11-①, ②)

## 17. 独立社外取締役の役割・責務

(1) 独立社外取締役は、コーポレートガバナンス・コードが求める役割・責務を踏まえ、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する識見を基に、取締役会での適切な意思決定および客観的な立場での質問や意見・助言を行う。

(2) 独立社外取締役は、代表取締役や監査等委員である社内取締役との対話・懇談などの場を通じて、情報交換・認識共有に努める。

(3) 社外取締役の独立性判断基準については、別紙のとおりとする。

(4-6, 4-7, 4-8-①, ②, 4-9)

## 18. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務・構成

[監査等委員及び監査等委員会の役割・責務]

(1) 監査等委員会は、会社の監督機能の一翼を担い、かつ、株主の負託を受けて代表取締役その他の業務執行取締役の職務の執行を監査する法定の独立の機関として、その職務を適正に執行することにより、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。

(2) 重要な会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に実施することにより、監査・監督機能の実効性を高めるため、監査等委員会は常勤の監査等委員を選定する。

(3) 常勤の監査等委員は、上記の活動を通して得られた情報を適宜、社外監査等委員に情報提供するなど、十分な連携を図る。

(4) 社外監査等委員は、監査の体制の独立性および中立性を一層高めるために、積極的に情報の入手に心掛け、他の監査等委員と共有することに努め、監査等委員会および取締役会等において忌憚のない質問や意見を述べる。

(5) 監査等委員は、その職務を執行するため、積極的・能動的に権限を行使することで、十分な情報を収集し、得られた情報を監査に反映するとともに、必要に応じて取締役会等において意見を述べる。

(6) 監査等委員は、監査等委員でない社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、連携を確保する。

(7) 監査等委員会は、外部会計監査人の選任等に当たり、その独立性および監査品質等の観点からも確認のうえ判断を行う。

(8) 監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の状況について情報の提供を受け、意見交換を行うなど連携強化に努める。

[監査等委員会の構成]

(9) 監査等委員会は、定款の定めにより5名以内の員数で構成し、その過半数を社外取締役とする。

(10) 監査等委員のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者とするよう努める。

[監査等委員会を補助する体制]

(11) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また、監査等委員会の職務を補助する組織を設置し、使用人を置く。

(12) 監査等特命役員および監査等委員会の職務を補助する使用人の職務執行について、監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3-2-①, ②, 4-4, 4-4-①, 4-5, 4-8-②, 4-11, 4-13, 4-13-①, ③)

## 19. 指名・報酬諮問委員会の役割・責務・構成

当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会に相当する任意の委員会および報酬委員会に相当する任意の委員会の双方の機能を担う「指名・報酬諮問委員会」を設置する。

同委員会は、指名・報酬に関する客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務めることを基本とし、取締役会から取締役等の指名・報酬に関する諮問を受けて審議・答申を行う。

(4-10-①)

## 20. 取締役指名・解任の方針・手続

当社は、取締役の指名・解任を行うに当たっての方針および手続を以下のとおりとする。

### ①方針

(i) 取締役会は、電気事業を営む会社に求められる実効性ある経営体制を構築することおよび実質的な議論や業務執行に対するモニタリング機能を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本とし、その員数は定款に定める18名以内の適切な人数とする。

(ii) 取締役の選定および解任に当たり、指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・適時性・透明性を確保する。

(iii) 社内取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、

- ・先見的ビジョンや創造的ビジネスモデルを構想し、組織を牽引する「構想力」
- ・知識・経験やプリンシプルに基づき、自らの責任のもと意思決定を行う「決断力」
- ・社内外の叡智と資源を結集させ積極果敢に挑戦し、粘り強く目標を達成する「完遂力」
- ・鋭い感覚でビジネスチャンスを発掘するとともに、リスクの兆候を見逃さない「感知力」
- ・高い道徳観と公益事業を担う強い使命感を併せ持つ「高潔性」

を有する者で、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見、ならびに新たな事業分野に関する知見など、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。

- (iv) 社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
- (v) 監査等委員である取締役候補者は、経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかをも重視して選定する。
- (vi) 社外取締役候補者の独立性の有無は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、判断する。

## ②手続

取締役会は、上記の方針等を踏まえて役員選任案を策定し、当該案については、より客観性・適時性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会の決議により決定する。また、監査等委員である取締役候補者については、取締役会付議の前に、監査等委員会の同意を得る。

なお、監査等委員会は、取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）の選任について、監査等委員会としての意見を決定のうえ、株主総会でその意見を述べるができる。

(3-1-iv, 3-1-v, 4-3, 4-3-①, ②, ③, 4-10, 4-10-①)

## 2.1. 取締役報酬決定の方針・手続

- (1) 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬を決定するに当たっての方針および手続を以下のとおりとする。

### ①方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意欲を高めることを目的として、以下の方針により決定する。

- (i) 報酬体系は、固定報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬で構成し、報酬額の水準は、当社の業績や経営環境等を勘案し、他の上場企業の報酬水準も参考に、役職ごとに決定する。
- (ii) 固定報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬の報酬全体に占める支給割合は、業績向上のインセンティブ付与の観点から、目標達成時において、それぞれ7割程度、1割程度および2割程度とする。
- (iii) 固定報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、年額を決定し、金銭をもって月次で支給する。
- (iv) 短期業績連動報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、業績目標の達成度に応じて変動し、金銭をもって年次で支給する。
- (v) 中長期業績連動報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、在任中に年次でポイントを付与し、退任時に信託型株式報酬制度を通じて1ポイント当たり当社普通株式1株を支給する。



付与するポイントは、固定ポイントおよび業績目標の達成度に応じて変動する業績連動ポイントとする。なお、対象者に株式交付規程所定の一定の非違行為等があった場合、それが受益権確定日前に判明したときは当社普通株式の支給は行わず、また、受益権確定日後に判明したときは支給相当額の返還を求めることができることとする。

(vi) 短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬のうち業績連動ポイントに相当する部分の指標は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」における財務目標である連結キャッシュ利益（外的な変動要因である燃料費調整制度のタイムラグ影響等を除いた額。）とする。支給額等については、目標達成度等に応じて変動する。

(vii) 業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成する。

(viii) 各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容および責任範囲に応じて決定する。

## ②手続

各人の支給額等については、業務全般を統括する社長による決定が適切であることから、毎年、取締役会における社長一任の決議を経て、社長が決定する。なお、当該社長一任の決議は、客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会での審議を経て行う。また、上記一任を受けた社長による各人の支給額等の決定は、予め、指名・報酬諮問委員会での審議を経て定められた取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する支給額等の総額の範囲内において行われるものとし、支給実績を指名・報酬諮問委員会に報告する。

なお、監査等委員会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬について、監査等委員会としての意見を決定のうえ、株主総会でその意見を述べることができる。

(2) 監査等委員である取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続を以下のとおりとする。

業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成し、株主総会において承認された総額の範囲内で、金銭をもって月次で支給する。各人の支給額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(3-1-iii, 4-2, 4-2-①, 4-10, 4-10-①)

## 2.2. 最高経営責任者（社長）の後継者計画

取締役会は、最高経営責任者（社長）の後継者育成に当たり、十分な時間と資源をかけて、計画的に行われていくよう、適切に監督を行う。なお、指名・報酬諮問委員会において、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえつつ、後継者育成について計画的かつ継続的に議論し、客観性・透明性を確保する。

(4-1-③)

## 2.3. 取締役会の評価

当社は、取締役会の実効性に関し、毎年、取締役を対象としたアンケートを実施し、その結果について取締役会に報告する。取締役会では、アンケート結果に基づき、現状認識や改善に向けた意見等を共有のうえ、取締役会全体の実効性を評価するとともに、さらなる実効性向上に向けた取り組み事項等について確認し、その結果を開示する。

(4-11-③)

## 24. 取締役に対する支援体制

取締役会事務局は、取締役会の運営を円滑に進めることを目的として、以下の支援を行う。

- (1) 審議の活性化に資するよう、各取締役に対して審議事項の事前説明を行うとともに、早期の資料配付を行う。
- (2) 取締役会の審議項目や内容等を吟味し、適切な審議時間を確保する。
- (3) 社外取締役の予定を勘案した年間の取締役会の開催予定日を設定する。
- (4) 必要に応じて、取締役が会社の費用にて外部の専門家の助言を得ることができる体制を整備する。  
(4-12-①, 4-13, 4-13-①, ②, ③)

## 25. 取締役に対するトレーニング方針

当社は、コーポレートガバナンスやコンプライアンスなど、取締役がその役割を果たすために必要な知識や情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援する。

また、社外取締役に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付および説明、関連する情報の提供等を行うほか、就任時における当社事業等の説明、当社事業所の視察や代表取締役との対話・懇談など、当社の業務内容を理解するための機会を継続的に提供する。

新任の社内取締役に対しては、会社法や企業会計等に係る取締役の役割・責務などに関する研修等の機会を提供し、その費用は会社負担とする。

- (4-14, 4-14-①, ②)

## 26. 外部会計監査人

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して、責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて、以下のとおり適切な対応を行う。

- (1) 外部会計監査人が高品質な監査を行えるよう十分な監査時間を確保する。
- (2) 外部会計監査人が社長執行役員および経理担当役員等と面談を希望した場合は、面談の機会を確保する。
- (3) 監査等委員会および内部監査部門は、外部会計監査人と定期的に監査の計画や結果等について意見交換を行うなど連携強化に努める。
- (4) 外部会計監査人が不正を発見した場合や不備・問題点を指摘した場合は、取締役会、監査等委員会および内部監査部門は適切に対応する。

- (3-2, 3-2-②)

## VI. 株主との対話（基本原則5）

### 27. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主総会以外の場においても、株主との対話の場を設けるとともに、取締役・経営陣幹部は、当社を取り巻く経営環境や、当社の取り組みに対する理解が得られるよう経営方針等を分かりやすく説明するよう努める。また、以下の取り組みにより、株主との建設的な対話の促進に努める。

- ①株主・投資家との対話全般について統括を行う， I R担当役員を指定する。
  - ② I R担当役員のほか， 社内の経理， 企画， 法務， 環境部門等が参加する「 I R推進委員会」を開催し各部門の有機的な連携を図る。
  - ③株主懇談会や決算説明会等を開催し， 個別面談以外の対話の充実に努める。
  - ④定期的に株主構成の把握に努め， 株主・投資家との対話の概要については， 役員および社内関係個所で情報の共有を図るとともに， 寄せられた意見・要望については， 当社経営に活かすよう努める。
  - ⑤インサイダー情報の取扱いに係る基準を定め， 役員・執行役員・従業員等に対して重要事実の管理を徹底するよう求めるとともに， 株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす情報については， 「ディスクロージャーポリシー」に基づき， 適時・適切・公平に開示する。
- (基本原則 5， 5-1， 5-1-①， ②， ③)

※本基本方針の各条項の ( ) 内の番号は， コーポレートガバナンス・コードの各原則に対応する。

### 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては、監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視する。

#### 《当社における社外取締役の独立性判断要件》

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役とする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において、①から③までのいずれかに該当していた者
- ⑤次の a から d までのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
  - a. 上記①から④までのいずれかに該当する者
  - b. 当社の子会社の業務執行者
  - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
  - d. 最近において上記 b, c または当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者